

国際室 たより

編集：日本弁護士連合会
国際室
03(3580)9741

No. 11

はじめに

最近の日弁連の国際活動は、一つ一つの積み重ねが実り、充実してきていると感じる。そのなかで感じることは、日弁連という組織の活動ではあっても、その活動に参加している個々の会員と外国法曹とのつき合いに負っている面が多分にあるということである。外国法曹団体や国際会議に継続して出席していると、同じ顔ぶれの代表がいつも顔を突き合わせて討議している。そうした個々の長年の信頼関係が組織同士の信頼関係につながっていることを感じざるをえない。国際室も、日弁連の会員による個々の国際活動を充実することができるように、陰ながら努力していきたいと考えている。(国際室室長 矢吹公敏)

ハッピー・インターナショナルウィーク

日弁連では、4月18日から22日にかけて、さまざまな国際的なイベントを開催した。欧州弁護士会評議会(C C B E)・中華全国律師協会(A C L A)・日弁連の三会によるバーリーダース会議・セミナー、国際法曹協会(I B A)と共催した国際競争法カンファレンス、途上国の法曹に競争法の研修を行う研修プログラムの実施、マネーロンダリングに関するC C B E代表との会議である。国際室では、その週を、「ハッピー・インターナショナルウィーク」と呼んで準備を行った。

日弁連がこのような複数の国際会議を同時に開催することはこれまでになかった。これらの会合は、2003年のI B Aのブラッセル会議で、I B Aから競

I B Aとの連携・協働

競争法カンファレンスは、国際室設置以来、日弁連が開催した最も大規模な国際会議の一つであった。それまで日弁連は、P O L A (アジア弁護士会会長会議)の主催及びL A W A S I A 2003年大会の開催協力等、国際会議開催の経験をしており、それが今回大変役立ったことは言うまでもない。また、I B Aと日弁連が企画レベルにおいても事務レベルにおいても良い協働関係を築くことができたことが運営面における成功のカギであった。

I B Aは国際会議の企画・運営のプロであり、経営、広報、手続き等あらゆる面でポリシーが確立されており、他方、日弁連も多くのシンポジウム、セミナーの開催を通じて独自のノウハウを有しているが、両者の融合がスムーズに行われた。例えば、I B Aは通常参加費の一部で収入を得ているが、基本的に実費以上の参加費を徴収しない日弁連の方針を理解し国内参加者の参加費を相当低く設定することに同意した。また、日弁連側においても実行委員会は、登録手続き、I B Aのスポンサー企業の対応、

争法のカンファレンスを東京で開催することを提案されたことに端を発し、その後2004年のI B Aオークランド大会の際に、ベルナルド・バティ会長をはじめとするC C B E代表団、フー・ヤン副会長をはじめとするA C L Aの代表団と会議を行い、東京での再会を約束したことが重なったものである。今回の会議が開催されたのは、こうした国際会議における当時のI B A理事である西村利郎会員、現在のI B A理事である川村明会員の尽力によるところが大である。川村会員は、途上国のプログラムも発案され、中心的な役割を担われた。こうした会員の努力が今回のインターナショナルウィークの支えとなった。

弁護士職を取り巻く世界の情勢は、大変な変革の時を迎えており、その変化のスピードも予想をはるかに超えている。欧州では、イギリスでの弁護士改革を提言する「クレメンティ・レポート」やEUの「モンティ・レポート」が話題となり、弁護士の世界にさらに競争原理を取り入れる必要性がさかんに討議されている。また、中国では、大規模な司法改革が実施され、弁護士の数も急増し十数万人に達している。わが国でも、司法改革が実施され、法曹人口の増加、ロースクールの導入、一般の方が裁判に参加する裁判員制度の導入などさまざまな改革が実行されている。

こうした変化の時代にあって、世界の弁護士会が相互に情報を交換し、また意見交換することを通じて、これからの「弁護士のあり方」、「弁護士会の役割」を模索することがますます重要になっている。今回、バーリーダース会議において、欧州とアジアの中国および日本の弁護士会が一堂に会して、それぞれの地域や国で問題となっている論点を披瀝し、討議することができたことは、大変有意義であった。

資料・会場手配等のあらゆる面でI B Aのポリシーを最大限尊重して準備にあたった。その結果、I B Aの会議としての基本の上に日本独特の細やかな配慮が加わり、I B A幹部の言葉によると「他に類を見ない独創的なイニシアティブのあるカンファレンスとなった。

事務レベルでI B Aと協議すべき事項は数多くあったが、face to faceの打ち合わせを行ったのは一度だけである。そこでは主にカンファレンスのテーマ、スピーカー等の内容面を中心に、予算、役割分担等の基本事項が協議され、その後の打ち合わせはもっぱらメールによって行った。毎日5回メール交換を行い、内容に関する重要事項から資料準備等の事務的事項まで綿密に連絡を取り合った。また、関係者が必要な情報を共有できるよう配慮し、それによって、効率的にかつ疑問を残すことなく準備を進めることができた。

国際競争法 カンファレンス

4月20日と21日の両日にわたり、I B Aと共催して競争法のカンファレンスを実施した。

今回の競争法カンファレンスは2年前にI B Aから提案があり、日弁連でも検討を重ねた結果、開催することになったものである。日弁連は1951年以来、I B Aの会員となっているが、同会と協力してこのような大規模な会議を日本で開催することは、実に二十数年ぶりのことである。

世界の経済がグローバル化していくにしたがい、自由で公正な競争を世界規模で確保するための競争法・独占禁止法の役割が期待されている。各国の競争法・独占禁止法の実施にとどまらず、世界規模での競争法のネットワーク体制も喫緊の課題である。競争法・独占禁止法は、これまで欧米を中心に発展してきたが、最近アジアでもその重要性への認識が高まり、多くの国で競争法・独占禁止法を制定し、実施していく機運が高まっている。

また、日本でも、ちょうど独占禁止法改正法が国会を通過し、反カルテル規制など独占禁止法がさらに強化されることが予定されている。

そのような状況にあって、世界の競争法・独占禁止法の専門家が一堂に会して、共通する問題について討議する今回の会議は、まさに時機を得たものであった。

4月20日は午前中に公正取引委員会の竹島一彦委員長の基調講演に引き続いて、日本の独占禁止法の改正について討議され、午後には欧州競争法当局のフィリップ・ロウ局長の基調講演の後、合併規制および競争法のネットワーク化について討議された。また、21日は、午前中に反カルテル規制、午後にはアジア・パシフィックにおける競争法の実施について討議された。特に、反カルテル規制では、リーニエンシー制度の実務的側面を討議し、大変有益であった。いずれも今日的な大変重要なテーマであり、参加者にとって大変意義のある会議となった。(カンファレンスの具体的報告は、公正取引協会「公正取引」6月号を参照ください。) (以上 矢吹)



競争法カンファレンス(4月21日)でコメントを述べるI B A副会長

以上のように、互いの組織の特徴及び国民性を理解・尊重し、かつ率直に意見・情報交換を行ったことにより、作業分担が明確になり、その準備に専念することができ、不安なく当日を迎えることができたのである。このように、I B Aとあらゆるレベルで信頼関係を築き協働することができたことは、今後の日弁連の国際活動にとって大きな財産になると思われる。(池田)

CCBE/ACLA/JFBA三極会議

4月18日、欧州弁護士評議会(CCB E)、中華全国律師協会(ACLA)及び日弁連の三団体による、クローズドな意見交換会(午前)とオープンなセミナー(午後)が行われた。これはもともと、昨年10月にオークランドで行われたIBAの年次大会の折、日弁連とCCBEの間で開催が合意された会議に、後からACLAが合流するかたちで三極会議となったものである。CCBEからはベルナルド・パティ工現会長をはじめ前会長、第一副会長及び事務局長の4名が、ACLAからは付洋(フー・ヤン)副会長及び事務局長はじめ6名が、そして日弁連からは梶谷副会長、高木・鹿野副会長、国際関係3委員会の委員長などが列席した。また、午後のセミナーは、20日、21日に行われた競争法カンファレンスをメインとする本邦研修に訪れた発展途上国の法曹らにも公開された。

午前中の意見交換会では、まず三団体がコントリブ・レポートを行い、次いで質疑応答が行われたが、質疑応答の論点は、消費者指向の司法改革を標榜することによって株式会社化を含む法律事務所の経営形態の多様化を提言し、かつ、弁護士自治の観念を根幹から覆す、いわゆるクレメンティ・レポート(2004年末公表)が今後の各国の弁護士業務に及ぼ



CCBE/ACLA/JFBA三極会議の様子

す影響と、ゲートキーパー問題の二つに集中した。そして、これらの世界各国の弁護士業界に共通の利害関係を有する問題について、三団体で会議を持つことの必要性が確認され、来たる2006年6月ごろに第2回の三極会議を北京で行うことが合意された。また、午後のセミナーでは、弁護士自治について、外弁規制について、法律事務所の所有形態について、及び法曹研修(教育)について、の4つのテーマで三団体がプレゼンテーションを行ったが、質疑応答はやはり自ずと、クレメンティ・レポートの及ぼす今後の影響へと集中していった。(川口)

CCBEとのゲートキーパー問題に関する懇談

三極会議のため来日中のCCBE役員との間で、4月19日午前、ゲートキーパー問題について懇談が行われた。ヨーロッパでは、EU指令により、弁護士に対する疑わしい取引の報告義務を含むゲートキーパー規制が国内法化されている。わが国でも政府からこの問題への対応が迫られており、日弁連にとって、ヨーロッパ各国で、制度がどのように運用されているのか、どのような問題が生じているのかなど、関心があるところである。日弁連からは、渡辺英一、中村周而両副会長、田中宏前副会長、川端和



懇談に出席したCCBE役員

治ゲートキーパー問題対策本部本部長代行はじめ対策本部委員が参加した。

わずか2時間の会議であったが、事前の質問状などの準備が功を奏して密度の濃い協議となった。ヨーロッパでは、EUの指令により統一的に問題が処理されているとの印象をもっていたが、この協議によって、運用の実態が国によって大きく異なることを認識した。来日されたCCBEの役員の母国は、フランス、ポルトガル、ドイツ、英国と分かれており、このうち英国以外は、弁護士が疑わしい取引を報告する先が政府ではなく弁護士会となっている。印象的であったのは、ポルトガルで、弁護士会は弁護士から受け取った報告を政府に転送するかどうか裁量権をもっており、政府の弁護士会に対する調査権限はないこと、報告義務違反には刑罰でなく懲戒のみが予定されていることである。これは、政府との厳しい交渉のすえ勝ち取った成果であり、弁護士会に対する世論の支持があったから可能となったと報告された。懇談によって得られた知見はさっそく会内の議論に活かされている。(片山)

第11回国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)がバンコクで開催、日弁連代表が参加

国連が開催する犯罪防止と刑事司法に関する世界会議は、通称コンGRESと呼ばれている。コンGRESは、国連設立から10年後の1955年から5年毎に開催されている歴史のある会議で、ここで刑事司法の分野における人権の視点からの重要な基準や規則が数多く採択されてきた。日弁連は、1985年の第7回ミラノ会議から毎回代表団を派遣している。今回の第11回会議には、私を含む4名が日弁連代表団として参加し、会議で扱われるテーマに即して日弁連の意見をまとめた報告書を配布したほか、ゲートキーパー問題、人身売買、被拘禁者の人権及び人権教育

の三つの問題については、口頭発言の機会を得てスピーチを行った。コンGRESには政府代表者のほか、刑事司法分野の専門家が多く参加し、議論の中身も非常に専門性が高く難解な部分がある。しかし、国内の刑事法制にも重大な影響を及ぼしかねない国際的な立法政策の動向や修復的司法などの注目すべきテーマについての議論を知るために、また、犯罪取締のための国際協力強化という流れの中で人権基準の遵守を確保していくために、日弁連としては、今後もコンGRESについて継続的に関心を持ち関わっていく必要がある。(大谷)

IBAリスボン大会

5月19日から21日まで、国際法曹協会(IBA)中間大会がポルトガルのリスボンで開催された。IBAの大会は、毎年、秋の年次総会の他、5月に中間大会が開催されており、理事会のほか、各セクションのミーティングが行われている。

IBAは、約1万6000人の個人会員と約150の弁護士会・ローソサエティからなる国際的な法曹団体で、ロンドンに本部がある。日弁連は1951年からIBAの会員となっている。IBAの組織は、大きくLegal Practice DivisionとPublic and Professional Interest Divisionの二つに分割され、これまでのビジネス法部会などビジネス法系の部会を前者に、人権および法曹の公共活動に関する部会を後者に再編した。人権協会(HRI)は後者の一部門となっている。また、Bar Issues Commission(BIC)という独立した委員会を設立し、弁護士団体の代表が集まり、共通する問題について討議している(チェアは、川村明会員)。

今回の大会は、組織の再編がなされたあとの最初の中間大会だったが、それぞれの新組織の活動がようやく落ち着いてきた感がある。さらに、今回注目されたことは、弁護士団体会員を中心としたさまざまなIBA活動が開始されたこと、またIBAが世界のそれぞれの地域活動に重点をおいた活動を始めたことである。前者については、前記のBICにおいて、弁護士のコアバリューに関連するクレメンティレポートにみられる自由化の流れ、WTOGATSの問題、弁護士懲戒制度などの共通する課題について多くの会議が開かれた。後者については、それぞれの地域で行われているフォーラム(日本はアジアパシフィックフォーラムに入る)の活動を見直し、より活発な地域活動をしようとしている。

国際室も、9月末のIBAプラ八年次総会に向けた準備を行い、IBAでの活動を充実する努力をしたいと考えている。(矢吹)

表敬訪問・懇談(2005年度前期)

韓国国会議員(3月15日)

韓国国会、法制司法委員会委員長の崔鉛熙氏ら5名と、主に法科大学院や裁判員制度について懇談した。

ベトナム国家大学教授(3月24日)

ベトナム国家大学ハノイ校(日本講座)ハン教授が訪問。日本の司法制度概要、大学と弁護士会の交流について懇談した。

JICA中国会社法研修(4月7日)

JICA(国際協力機構)中国経済法整備支援プロジェクト(会社)立法法研修で全人代財政経済委員会法案室副主任の劉修文氏を団長とする10名が訪問、会社法・商法改正における日弁連の役割などについて説明を行った。

韓国司法改革推進委員会代表団(4月27日)

韓国司法改革推進委員会委員長の韓勝憲氏ら4名と、法科大学院、法曹一元化、裁判員制度について懇談した。

アムネスティ・インターナショナル事務総長(5月31日)

アムネスティ・インターナショナル事務総長のアイリーン・カーン氏ら10名が訪問、人権に関する各委員会の委員らと意見交換をした。